

製品カテゴリールール (PCR)  
(認定 PCR 番号 : PA-166413-AB-05)

対象製品 : ふっ素塗料 (中間財)

Product Category Rule for  
“Fluoro resin paints”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「ふっ素塗料 (中間財)」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日等	2023 年 5 月 10 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 神崎 昌之 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-166413-AB-05	2023年5月10日	改訂 1-1 地理的範囲を追加、附属書C削除
PA-166413-AB-04	2023年1月6日	改訂 プログラム運営者住所変更
PA-166413-AB-03	2022年4月1日	改訂 1-1 地理的範囲を削除、プログラム名称変更
PA-166413-AB-02	2019年10月1日	改訂 運営者およびプログラム名変更
PA-166413-AB-01	2018年1月25日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	<a href="https://ecoleaf-label.jp/">https://ecoleaf-label.jp/</a>
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「ふっ素塗料（中間財）」を対象としたエコリーフ/CFP 算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順書を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「ふっ素塗料」を対象とする。この PCR で対象とする「ふっ素塗料」とは、主剤の溶剤可溶物中にふっ素系樹脂を含有する塗料を指す。
2-2	機能	素地上に膜を形成し、素地を保護、装飾又は素地に特殊な性能を発揮させる。  促進耐候性に関して 【JISK5658 建築用耐候性上塗り塗料】の「7.16 促進耐候性」の条件を満たす。 規定照射時間後、塗膜に、割れ、はがれ及び膨れがなく、試料の色差が見本品の色差と比較して大きくなく、さらに、白亜化の等級が 1 又は 0 である。 1 級・・・照射時間 2500 時間後の光沢保持率が 80%以上である。
2-3	算定単位 (機能単位)	塗料 1 kgあたり
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・本体 ・容器包装 容器包装は提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。 ・各ライフサイクル段階で使用される副資材
3	引用した規格および PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	現時点（2018 年 1 月）で引用する PCR はない。

4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>① 塗料 素地に塗装したとき、保護的、装飾的又は特殊性能をもった膜を形成する液状・ペースト状・又は粉末状の製品 (JIS K5500:2000)</p> <p>②期待耐用年数 製品のライフサイクルにおける環境負荷の算定にあたり、使用・維持管理段階の負荷を計上する期間。製品カタログ、製品仕様書、あるいは関連法規等で定められた寿命や保守・交換期間、または減価償却の法定耐用年数等により設定する。</p> <p>促進耐候性に関して 【JISK5658 建築用耐候性上塗り塗料】の「7.16 促進耐候性」の条件を満たす。 規定照射時間後、塗膜に、割れ、はがれ及び膨れがなく、試料の色差が見本品の色差と比較して大きくなく、さらに、白亜化の等級が1又は0である。 1級・・・照射時間 2500 時間後の光沢保持率が 80%以上である。</p>
5	製品システム (データの収集範囲)	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造段階</li> <li>【A1】 原材料の調達に係るプロセス</li> <li>【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス</li> <li>【A3】 製品の製造に係るプロセス</li> </ul>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ基準】 以下の基準に従ってカットオフを行ってもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料、電力の投入量は再生可能エネルギー、非再生可能エネルギーの総投入量の各 1%まで</li> <li>・原材料は、水および容器包装材を除く総投入質量の 1%まで</li> </ul> <p>各種法規制で定められた有害性および毒性を有する物質はカットオフしてはならない。</p> <p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 以下についてはカットオフを行ってもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷</li> <li>・生産工場などの建設に係る負荷</li> <li>・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷</li> <li>・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷</li> <li>・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷</li> </ul>
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書 A (規定) に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	<p>一次データの収集範囲は(7-2)に記載する。</p> <p>なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	<p>特に規定しない。</p>

6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。									
6-4	二次データの品質	<p>【時間に関する範囲の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は直近の5年以内の任意の1年間、または同等の期間とする。</li> <li>・その他の二次データの期間に関する範囲は10年以内とする。</li> </ul>									
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。									
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】</p> <p>特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】</p> <p>特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】</p> <p>特に規定しない。</p>									
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】</p> <p>輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】</p> <p>処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>									
6-8	その他	特に規定しない。									
7	製造段階に適用する項目										
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス</p> <p>【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス</p> <p>【A3】 製品の製造に係るプロセス</p>									
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「ふっ素系樹脂」 「顔料」 「その他の樹脂」 「その他の添加材」 等 製品生産サイトへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各原料」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「容器包装」 製品生産サイトへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「容器包装」 製造原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「ふっ素系樹脂」 「顔料」 「その他の樹脂」 「その他の添加材」 等 製品生産サイトへの投入量	一次	「各原料」 製造原単位	「容器包装」 製品生産サイトへの投入量	一次	「容器包装」 製造原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名									
「ふっ素系樹脂」 「顔料」 「その他の樹脂」 「その他の添加材」 等 製品生産サイトへの投入量	一次	「各原料」 製造原単位									
「容器包装」 製品生産サイトへの投入量	一次	「容器包装」 製造原単位									

**【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス**

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「原材料」、「容器包装」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位

**【A3】 製品の製造に係るプロセス（サイト間輸送を含む）**

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
「副資材（梱包用資材等）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（梱包用資材等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等」 「廃水」 ※2		

※1 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃費」
- ・輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

- ・輸送手段ごとの「輸送重量」

※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目

		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
		「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		<b>【配分のために収集する一次データ収集項目】</b> ・「本体の中身」の生産量 ・「共製品」の生産量		
7-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。		
7-4	シナリオ	特に規定しない。		
7-5	その他	特に規定しない。		
8	建設及び塗装段階に適用する項目			
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 <b>【A4】</b> 施工及び塗装現場への輸送に係るプロセス <b>【A5】</b> 施工及び塗装施工に係るプロセス		
8-2	データ収集項目	対象外		
8-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外		
8-4	シナリオ	対象外		
8-5	その他	対象外		
9	使用段階に適用する項目			
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 <b>【B1】</b> 使用に係るプロセス <b>【B2】</b> メンテナンスに係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） <b>【B3】</b> 修繕に係るプロセス（必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む） <b>【B4】</b> 製品の交換に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） <b>【B5】</b> 改装に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） <b>【B6】</b> 製品使用時のエネルギーの使用 <b>【B7】</b> 製品使用時の水の使用		
9-2	データ収集項目	対象外		
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外		
9-4	シナリオ	対象外		

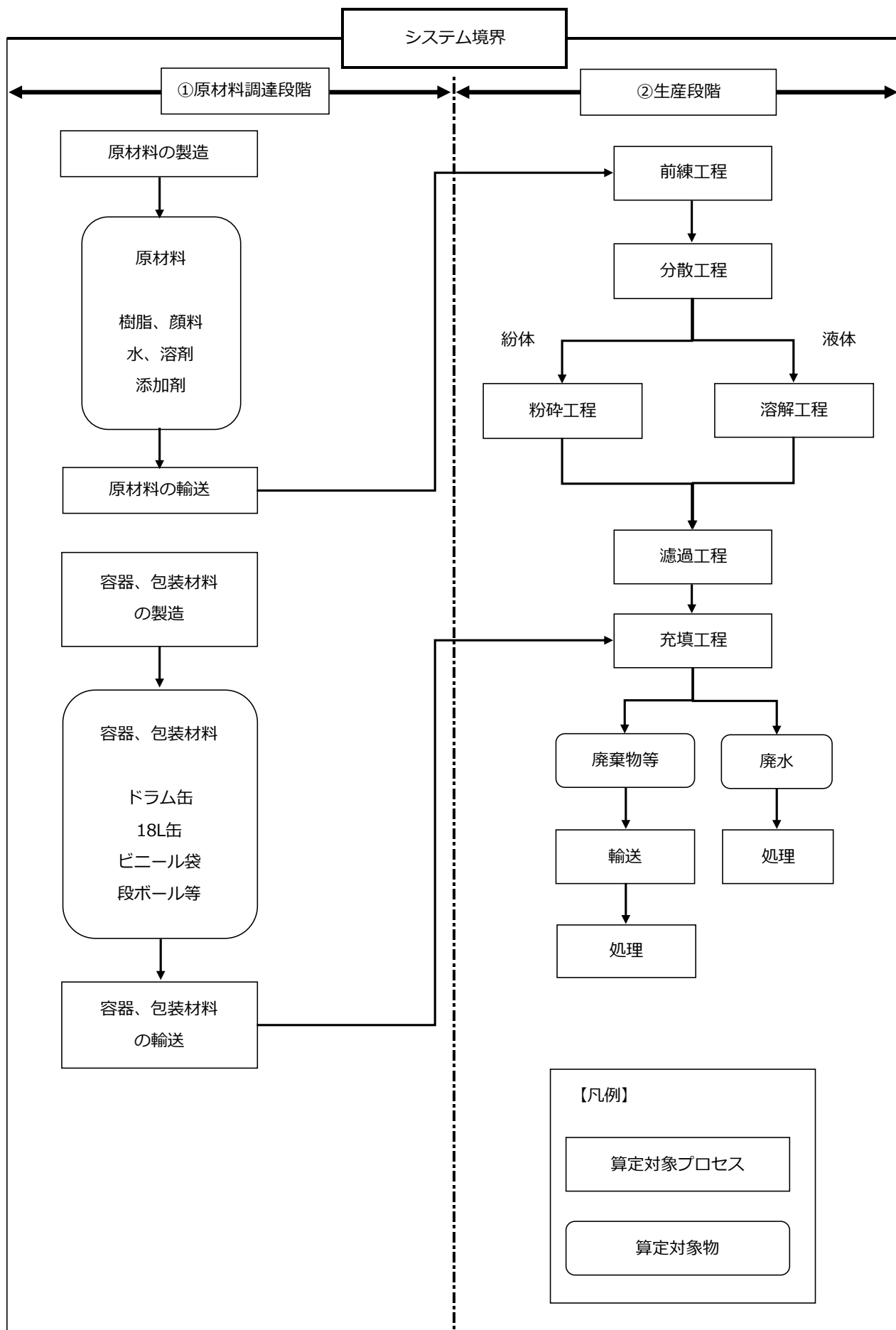
9-5	その他	対象外	
10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目		
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 【C1】 撤去・解体に係るプロセス 【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス 【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス 【C4】 廃棄物処理プロセス	
10-2	データ収集項目	対象外	
10-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外	
10-4	シナリオ	対象外	
10-5	その他	対象外	
11	LCI 計算、ライフサイクル影響評価に関する項目		
11-1	LCI 計算の考え方	特に規定しない。	
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	特に規定しない。	
12	宣言方法		
12-1	製品の仕様	【必須記載事項】 ・製品 1 回あたり所要量 (kg/m <sup>2</sup> ) カタログ等に記載の塗装条件の値を記載する ・期待耐用年数	
12-2	エコリーフ ライフサイクル 影響評価結果	【必須記載事項】 以下の環境影響評価項目について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール【A1】 【A2】【A3】を合算表示してもよい。 ・気候変動（特性化係数には IPCC2013 GWP 100a を用いること） ・オゾン層破壊 ・富栄養化 ・酸性化 ・光化学オキシダント ・資源消費	
12-3	エコリーフ ライフサイクル インベントリ分析 関連情報	【必須記載事項】 以下の内容について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール【A1】【A2】【A3】 は合算表示してもよい。	
	項目名	単位	備考
	再生可能エネルギー	MJ	-
	非再生可能エネルギー	MJ	-



		再生可能資源	kg	-									
		非再生可能資源	kg	-									
		淡水の消費	m <sup>3</sup>	-									
12-4	エコリーフ材料及び物質に関する構成成分	<p>以下の内容を%で表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水系の場合 樹脂ワニス、または樹脂エマルジョン、顔料、水、添加剤</li> <li>粉体系の場合 樹脂、顔料、添加剤</li> <li>溶剤系の場合 樹脂ワニス、顔料、溶剤、添加剤</li> </ul>											
12-5	エコリーフ廃棄物関連情報	<p>以下の情報を記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。</td> </tr> <tr> <td>無害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>			項目名	単位	備考	有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。	無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。
項目名	単位	備考											
有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。											
無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。											
12-6	CFP 算定結果	CFP においては、気候変動（特性化係数には IPCC2013 GWP 100a を用いること）の結果を公開する。											
12-7	追加情報（エコリーフ/CFP 共通）	<p><b>【その他算定に関する補足情報の記載に関する規定】</b> 以下の情報を備考欄に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸送シナリオの概要</li> </ul> <p><b>【推奨表示内容に関する規定】</b> 塗装工程において塗膜より発生する揮散物質に関して上記関連法規の対象物資である場合には、その物質についての情報を記載する。 例：ε-カプロラクタム（CAS.No：105-60-2）、1種-76</p>											
12-8	その他エコデザイン関連情報（エコリーフ/CFP 共通）	<p><b>【必須表示内容に関する規定】</b> 有害化学物質情報、人間健康、毒性リスクに関する情報を記載しなければならない。 有害物質に関し、下記法規対象物質を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）</li> <li>労働安全衛生法（有機溶剤中毒予防規則を含む）</li> <li>毒物及び劇物取締法</li> </ul> <p><b>【推奨表示内容に関する規定】</b> 以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等）</li> <li>ユーザーおよび各事業者向けの製品情報</li> <li>環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等）</li> </ul>											

12-9	その他	<b>【製品間比較に関する規定】</b> ・ 中間財の場合、製品間比較を行ってはならない。
------	-----	--

附属書A：ライフサイクルフロー図（参考）



## 附属書 B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

### B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合:500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- ・ 海外における陸送距離:500 km
- ・ 港→港:22,000 km

### B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ		
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	サイト間輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
	副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達輸送と同じ
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
塗装段階	施工現場への 製品輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
		生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
廃棄・リサイクル段階		廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default